

する初任給調整手当の支給期間及び月額、同項の規定にかかわらず、人事院が別に定めるところによる。

第七条 第三条第一号若しくは第二号又は第四条に規定する職員となつた者（第五条に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となつた日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第一項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が三十五年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。（給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員の支給期間及び支給額）

第七条の二 給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する第六条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表第一」とあるのは、「別表第二」とする。

第八条 初任給調整手当を支給されている職員が次に掲げる異動をした場合には、第四条第二号に掲げる職員となる場合を除き、当該異動の日から初任給調整手当は支給しない。

一 第二条第一項又は第二項に規定する官職から当該官職以外の官職への異動

二 第二条第三項に規定する官職から当該官職以外の官職への異動

（支給要件の改正の場合の措置）

第九条 第二条に規定する官職又は第三条に規定する職員の要件が改正された場合において、当該改正の日（以下この条において「改正の日」という。）の前日から引き続き在職している職員のうち、改正の前日に改正の日における規定が適用されていたものとした場合に初任給調整手当が支給されることとなる職員でその者の初任給調整手当の支給期間及び経過期間が改正の日の前日までに満了しないこととなるものについては、改正の日以降、人事院の定めるところにより、初任給調整手当を支給する。

（雑則）

第十条 この規則に定めるもののほか、初任給調整手当に関し必要な事項は、人事院が定める。

附 則（昭和六〇年二月二日人事院規則九一三四一一）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一三四の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。

附 則（昭和六一年二月二日人事院規則九一三四一二）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一三四の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

附 則（昭和六二年二月二日人事院規則九一三四一三）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一三四の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

附 則（昭和六三年二月二日人事院規則九一三四一四）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一三四の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

附 則（平成元年二月一日人事院規則九一三四一五）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の人事院規則九一三四の規定は、平成元年四月一日から適用する。

附 則（平成二年二月二六日人事院規則九一三四一六）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一三四の規定は、平成二年四月一日から適用する。

附 則（平成三年二月二四日人事院規則九一三四一七）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一三四の規定は、平成三年四月一日から適用する。

附 則（平成四年二月一六日人事院規則九一三四一八）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一三四の規定は、平成四年四月一日から適用する。

附 則（平成五年二月二日人事院規則九一三四一九）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一三四の規定は、平成五年四月一日から適用する。

附 則（平成六年二月七日人事院規則九一三四二〇）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一三四の規定は、平成六年四月一日から適用する。

附 則（平成七年二月二五日人事院規則九一三四二一）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一三四の規定は、平成七年四月一日から適用する。

附 則（平成八年二月二一日人事院規則九一三四二二）

1 この規則は、平成九年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定（第二条第三項の官職を占める職員に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の規則九一三四別表の規定は、平成八年四月一日から適用する。

3 改正後の規則九一三四第九條に規定する要件が改正された場合には、この規則により当該要件が改正された場合は含まないものとする。

附 則（平成九年七月一日人事院規則九一三四二三）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年十二月二〇日人事院規則九一三四二四）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一三四別表の規定は、平成九年四月一日から適用する。

附 則（平成一〇年一〇月一六日人事院規則九一三四二五）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一三四の規定は、平成十年四月一日から適用する。

附 則（平成二二年三月二一日人事院規則一一二七）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年二月二二日人事院規則九一三四二六）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年一月一九日人事院規則一一三四）抄

1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。（施行期日）

附 則（平成一四年一月二二日人事院規則九一三四二七）

この規則は、平成十四年十二月一日から施行する。

附 則（平成一五年一〇月一日人事院規則一一四〇）抄

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年一〇月一六日人事院規則九一三四一八）

この規則は、平成十五年十一月一日から施行する。

附 則（平成一六年一〇月二八日人事院規則九一三四一九）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年一月七日人事院規則九一三四二〇）

この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。

附 則（平成一八年二月一日人事院規則九一三四二二）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。（施行期日）

2 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）第二条の規定による改正前の給与法第百三十一條の三第一項の人事院規則で定める地域以外の地域であつて給与法第百三十一條の三第一項の人事院規則で定める地域であるものに所在する官署のうち人事院の定めるものに置かれる官職（医療職俸給表（一）の適用を受ける職員の官職に限る。）を平成十八年三月三十一日から引き続き占める職員（規則九一三四（初任給調整手当）第六條（第四項を除く。）及び第七條の規定による初任給調整手当の支給期間内であるものに限る。）の初任給調整手当の月額、同規則第六條第一項の規定にかかわらず、当該職員が平成二十三年三月三十一日までの間において当該官職を引き続き占める間、同項の規定による額に、人事院の定める額を加算して得た額とする。この場合において、当該加算して得た額は、当該職員が占める官職が同規則第二条第三号に掲げる官職（当該職員が占める官職がこの規則による改正前の規則九一三四第二條第二号に掲げる官職に該当するものであつた場合には、規則九一三四第二條第二号に掲げる官職）に該当するものとした場合に同規則第六條第一項の規定により

支給されることとなる額を超えることができない。

附 則（平成一九年七月二〇日人事院規則一四八）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成十九年八月一日から施行する。

附 則（平成二二年二月二日人事院規則九一三四一二二）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年四月一日人事院規則九一三四一二三）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年一月一九日人事院規則九一三四一二四）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一三四の規定は、平成二六年四月一日から適用する。

附 則（平成二七年一月三〇日人事院規則九一三四一二五）

（施行期日）

1 この規則は、平成二七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日の前日においてこの規則による改正前の規則九一三四第二條第一項第三号又は規則九一三四第二條第一項第四号に掲げる官職に該当していた官職であつて、施行日においてそれぞれ同号又は同項第五号に掲げる官職に該当することとなつたもの（医療職俸給表（一）の適用を受ける職員（の官職であるものに限る。）を施行日の前日から引き続き占める職員（同規則第六條（第四項を除く。）及び第七條の規定による初任給調整手当の支給期間内であるものに限る。）の初任給調整手当の月額は、同規則第六條第一項の規定にかかわらず、当該職員が平成三十年三月三十一日までの間において当該官職を引き続き占める間、同項の規定による額に、人事院の定める額を加算して得た額とする。この場合において、当該加算して得た額は、当該職員が占める官職が同規則第二條第一項第四号に掲げる官職（当該職員が占める官職がこの規則による改正前の規則九一三四第二條第一項第三号に掲げる官職に該当するものであつた場合には、規則九一三四第二條第一項第三号に掲げる官職）に該当するものとした場合に同規則第

六條第一項の規定により支給されることとなる額を超えることができない。

附 則（平成二七年六月二四日人事院規則一四六）

この規則は、平成二七年六月二十五日から施行する。

附 則（平成二八年一月二六日人事院規則九一三四一二六）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一三四の規定は、平成二七年四月一日から適用する。

附 則（平成二八年一月二四日人事院規則九一三四一二七）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一三四の規定は、平成二八年四月一日から適用する。

附 則（平成二九年五月一九日人事院規則一七〇）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年二月二五日人事院規則九一三四一二八）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一三四の規定は、平成二九年四月一日から適用する。

附 則（平成三〇年一月三〇日人事院規則九一三四一二九）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九一三四の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

附 則（令和元年五月二三日人事院規則一七三）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年六月二二日人事院規則一七五）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年二月二八日人事院規則一七六）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年四月一日人事院規則九一三四一三〇）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年九月一日人事院規則一七七）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年二月一八日人事院規則一七九）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（定義）

第二条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 令和三年改正法 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）をいう。

二 令和五年旧法 令和三年改正法第一条の規定による改正前の法をいう。

三 暫定再任用職員 令和三年改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。

四 暫定再任用短時間勤務職員 令和三年改正法附則第七条第一項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。

五 定年前再任用短時間勤務職員 法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。

六 施行日 この規則の施行の日をいう。

七 旧法再任用職員 施行日前に令和五年旧法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員をいう。

（雑則）

第二十五条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に關し必要な経過措置は、人事院が定める。

附 則（令和四年六月二四日人事院規則一八二）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年七月一日人事院規則九一三四一三一）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年二月二四日人事院規則九一三四一三二）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九一三四の規定は、令和五年四月一日から適用する。

別表第一（第六條關係）

職員の職

分	職員の職	2項3		1年未満		2年未満		3年未満		4年未満		5年未満		6年未満		7年以上	
		円	種	円	種	円	種	円	種	円	種	円	種	円	種	円	種
1	1	0	6	5	4	0	6	5	4	0	6	5	4	0	6	5	4
2	2	0	5	9	3	0	5	9	3	0	5	9	3	0	5	9	3
3	3	0	2	9	3	0	2	9	3	0	2	9	3	0	2	9	3
4	4	0	7	1	2	0	7	1	2	0	7	1	2	0	7	1	2
5	5	0	0	5	1	0	0	5	1	0	0	5	1	0	0	5	1
6	6	0	0	8		0	0	8		0	0	8		0	0	8	
7	7	0	0	4		0	0	4		0	0	4		0	0	4	
8	8	0	0	3		0	0	3		0	0	3		0	0	3	
9	9	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
10	10	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	

未 満 1 7 年 以 上	未 満 1 6 年 以 上	未 満 1 5 年 以 上	未 満 1 4 年 以 上	未 満 1 3 年 以 上	未 満 1 2 年 以 上	未 満 1 1 年 以 上	未 満 1 0 年 以 上	満 1 9 年 以 上	満 1 8 年 以 上	満 1 7 年 以 上
0 2 1 4	0 6 5 4	0 6 5 4	0 6 5 4	0 6 5 4	0 6 5 4	0 6 5 4	0 6 5 4	0 6 5 4	0 6 5 4	0 6 5 4
0 , 1	0 , 1	0 , 1	0 , 1	0 , 1	0 , 1	0 , 1	0 , 1	0 , 1	0 , 1	0 , 1
0 5 5 3	0 5 9 3	0 5 9 3	0 5 9 3	0 5 9 3	0 5 9 3	0 5 9 3	0 5 9 3	0 5 9 3	0 5 9 3	0 5 9 3
0 , 6	0 , 6	0 , 6	0 , 6	0 , 6	0 , 6	0 , 6	0 , 6	0 , 6	0 , 6	0 , 6
0 9 5 3	0 2 9 3	0 2 9 3	0 2 9 3	0 2 9 3	0 2 9 3	0 2 9 3	0 2 9 3	0 2 9 3	0 2 9 3	0 2 9 3
0 , 0	0 , 0	0 , 0	0 , 0	0 , 0	0 , 0	0 , 0	0 , 0	0 , 0	0 , 0	0 , 0
0 1 9 2	0 7 1 2	0 7 1 2	0 7 1 2	0 7 1 2	0 7 1 2	0 7 1 2	0 7 1 2	0 7 1 2	0 7 1 2	0 7 1 2
0 , 4	0 , 5	0 , 5	0 , 5	0 , 5	0 , 5	0 , 5	0 , 5	0 , 5	0 , 5	0 , 5
0 4 3 1	0 0 5 1	0 0 5 1	0 0 5 1	0 0 5 1	0 0 5 1	0 0 5 1	0 0 5 1	0 0 5 1	0 0 5 1	0 0 5 1
0 , 8	0 , 8	0 , 8	0 , 8	0 , 8	0 , 8	0 , 8	0 , 8	0 , 8	0 , 8	0 , 8
0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 4	0 , 4	0 , 4	0 , 4	0 , 4
0 5 2	0 9 3	0 3 5	0 7 6	0 5 8	0 3 0	0 1 2	0 9 3	0 7 5	0 5 7	0 5 7
								0 0 0 0 2	0 0 0 0 4	0 0 0 0 6

未 満 2 7 年 以 上	未 満 2 6 年 以 上	未 満 2 5 年 以 上	未 満 2 4 年 以 上	未 満 2 3 年 以 上	未 満 2 2 年 以 上	未 満 2 1 年 以 上	未 満 2 0 年 以 上	未 満 2 9 年 以 上	未 満 1 8 年 以 上	未 満 1 7 年 以 上
0 8 2 2	0 0 5 2	0 7 7 2	0 2 7 3	0 6 6 3	0 9 5 3	0 7 5 3	0 6 3 3	0 0 8 3	0 4 2 4	0 8 6 4
0 , 5	0 , 7	0 , 9	0 , 1	0 , 3	0 , 5	0 , 7	0 , 9	0 , 9	0 , 0	0 , 0
0 9 4 2	0 3 5 2	0 1 6 2	0 0 3 2	0 9 9 2	0 6 6 3	0 8 3 3	0 5 9 3	0 5 3 3	0 5 7 3	0 5 1 3
0 , 2	0 , 4	0 , 6	0 , 8	0 , 9	0 , 1	0 , 3	0 , 4	0 , 5	0 , 5	0 , 6
0 9 9 1	0 0 7 2	0 6 4 2	0 3 8 2	0 2 2 2	0 7 5 2	0 7 9 2	0 7 2 2	0 0 6 2	0 3 9 2	0 6 2 3
0 , 8	0 , 0	0 , 2	0 , 3	0 , 5	0 , 6	0 , 7	0 , 9	0 , 9	0 , 9	0 , 0
0 1 1 1	0 4 5 1	0 8 9 1	0 6 1 1	0 4 3 2	0 4 5 2	0 3 7 2	0 7 8 2	0 3 1 2	0 9 3 2	0 5 6 2
0 , 5	0 , 6	0 , 7	0 , 9	0 , 0	0 , 1	0 , 2	0 , 3	0 , 4	0 , 4	0 , 4
0 3 9 1	0 7 9 1	0 7 0 1	0 9 9 1	0 6 9 1	0 7 8 1	0 5 8 1	0 0 7 1	0 6 8 1	0 2 0 1	0 8 1 1
0 , 0	0 , 1	0 , 3	0 , 3	0 , 4	0 , 5	0 , 6	0 , 7	0 , 7	0 , 8	0 , 8
0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 3
0 3 2	0 9 2	0 5 3	0 1 4	0 7 4	0 7 5	0 3 6	0 9 6	0 3 8	0 7 9	0 1 1

期間の区分	職員の区分	2 項職員	3 項職員	備考	未 満 3 4 年 以 上	未 満 3 3 年 以 上	未 満 3 2 年 以 上	未 満 3 1 年 以 上	未 満 3 0 年 以 上	未 満 2 9 年 以 上	未 満 2 8 年 以 上
					0 2 6 2	0 5 9 7	0 3 3 1	0 9 7 1	0 8 2 1	0 6 7 2	0 4 0 2
円	円	円	円	円	0 4 5 8	0 2 8 8	0 2 8 1	0 9 9 1	0 8 1 1	0 7 3 1	0 5 4 2
					0 9 5 1	0 2 7 6	0 8 0 1	0 7 8 1	0 0 7 1	0 0 5 1	0 6 2 1
円	円	円	円	円	0 1 4 1	0 5 5 9	0 5 7 7	0 7 9 7	0 5 7 1	0 5 2 1	0 8 6 1
					0 5 2 9	0 7 4 2	0 9 5 5	0 3 6 6	0 4 7 7	0 0 8 8	0 0 9 9
円	円	円	円	円	0 , 1	0 , 1	0 , 1	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2
					0 7 7	0 4 8	0 3 9	0 2 0	0 8 0	0 2 1	0 5 1

2 1 年 以 上 2 2 年 未 満	2 0 年 以 上 2 1 年 未 満	1 9 年 以 上 2 0 年 未 満	1 8 年 以 上 1 9 年 未 満	1 7 年 以 上 1 8 年 未 満	1 6 年 以 上 1 7 年 未 満	1 5 年 以 上 1 6 年 未 満	1 4 年 以 上 1 5 年 未 満	1 3 年 以 上 1 4 年 未 満	1 2 年 以 上 1 3 年 未 満	1 1 年 以 上 1 2 年 未 満	1 0 年 以 上 1 1 年 未 満	9 年 以 上 1 0 年 未 満	8 年 以 上 9 年 未 満	7 年 以 上 8 年 未 満	6 年 以 上 7 年 未 満	5 年 以 上 6 年 未 満	4 年 以 上 5 年 未 満	3 年 以 上 4 年 未 満	2 年 以 上 3 年 未 満	1 年 以 上 2 年 未 満	1 年 未 満
0 1 8 , 4 0	0 1 8 , 8 0	0 1 9 , 8 0	0 2 0 , 8 0	0 2 1 , 8 0	0 2 2 , 8 0	0 2 3 , 7 0	0 2 4 , 7 0	0 2 5 , 7 0	0 2 7 , 0 0	0 2 8 , 2 0	0 2 9 , 5 0	0 3 0 , 7 0	0 3 2 , 0 0	0 3 3 , 3 0	0 3 4 , 5 0	0 3 5 , 8 0	0 3 5 , 0 0	0 3 5 , 8 0	0 3 5 , 0 0	0 3 5 , 8 0	0 3 5 , 0 0
												0 1 0 4	0 2 0 8	0 4 0 2	0 5 0 6	0 6 0 3	0 7 0 0	0 7 0 0	0 7 0 0	0 7 0 0	0 7 0 0

備考 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。 2 この表において、「2項職員」とは第2条第2項の官職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の官職を占める職員をいう。	22年以上23年未満	018,00												
	23年以上24年未満	017,30	016,90	016,50	016,4,10	014,60	014,80	015,10	015,60	016,00	016,50	016,90	017,30	018,00
	24年以上25年未満	016,90	016,50	016,4,10	014,60	014,80	015,10	015,60	016,00	016,50	016,90	017,30	018,00	019,00
	25年以上26年未満	016,50	016,4,10	014,60	014,80	015,10	015,60	016,00	016,50	016,90	017,30	018,00	019,00	020,00
	26年以上27年未満	016,4,10	014,60	014,80	015,10	015,60	016,00	016,50	016,90	017,30	018,00	019,00	020,00	021,00
	27年以上28年未満	016,00	015,60	015,10	014,80	014,60	014,50	014,40	014,30	014,20	014,10	014,00	013,90	013,80
	28年以上29年未満	015,60	015,10	014,80	014,60	014,50	014,40	014,30	014,20	014,10	014,00	013,90	013,80	013,70
	29年以上30年未満	015,10	014,80	014,60	014,50	014,40	014,30	014,20	014,10	014,00	013,90	013,80	013,70	013,60
	30年以上31年未満	014,80	014,60	014,50	014,40	014,30	014,20	014,10	014,00	013,90	013,80	013,70	013,60	013,50
	31年以上32年未満	014,60	014,50	014,40	014,30	014,20	014,10	014,00	013,90	013,80	013,70	013,60	013,50	013,40
	32年以上33年未満	014,50	014,40	014,30	014,20	014,10	014,00	013,90	013,80	013,70	013,60	013,50	013,40	013,30
	33年以上34年未満	014,40	014,30	014,20	014,10	014,00	013,90	013,80	013,70	013,60	013,50	013,40	013,30	013,20
	34年以上35年未満	014,30	014,20	014,10	014,00	013,90	013,80	013,70	013,60	013,50	013,40	013,30	013,20	013,10